

芦別市審議会等の委員公募に関する要綱の考え方

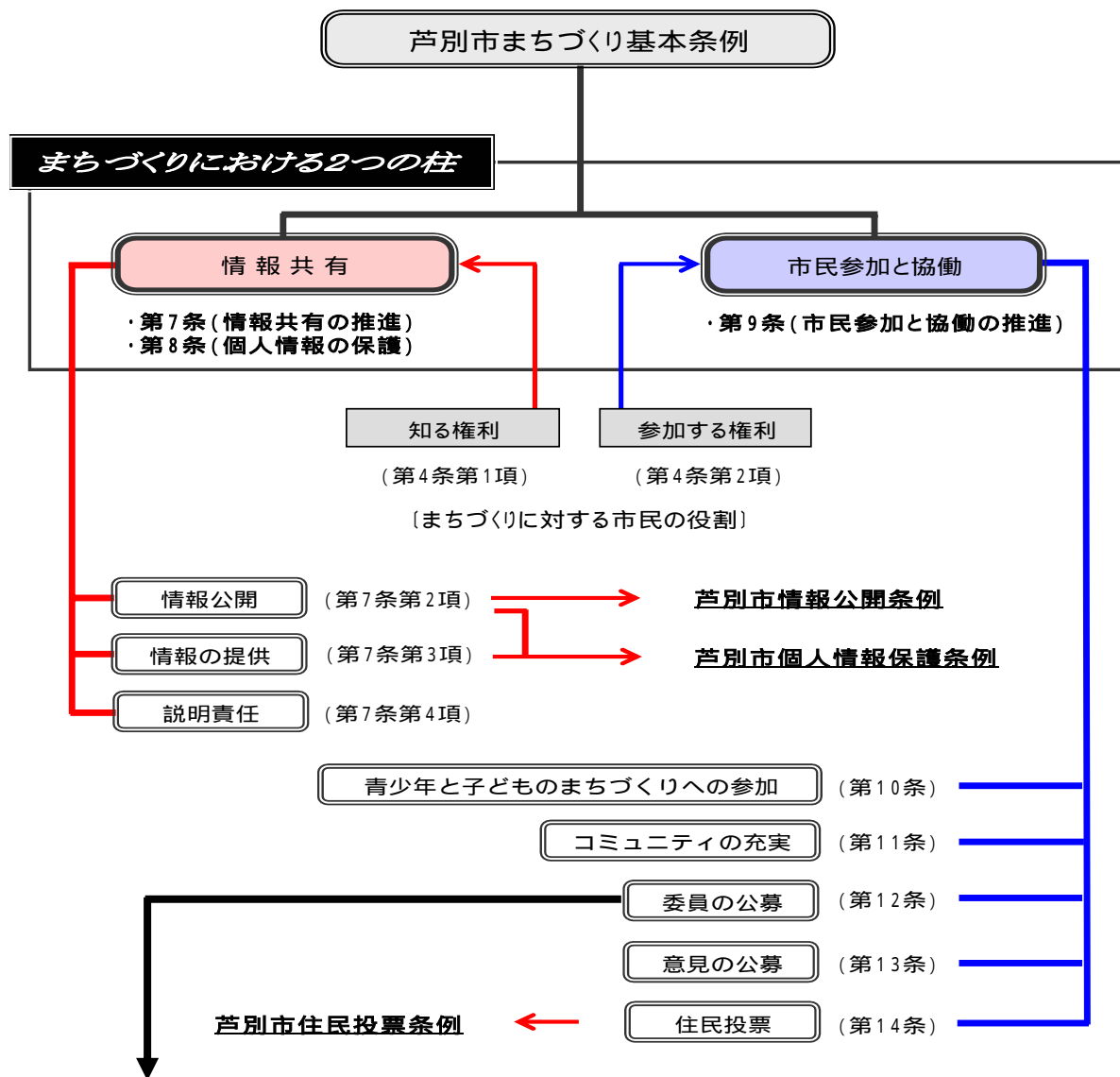
総務部企画課

1 芦別市まちづくり基本条例と芦別市審議会等の委員公募に関する要綱との関係

芦別市まちづくり基本条例抜粋

(委員の公募)

第12条 市は、まちづくりを進めるうえで組織される委員会、審議会などについて、委員を公募することにより、市民が参加できるようにします。



市では、委員会や審議会などが組織され運営されていますが、これらの委員会などの運営は市民が開かれたものであることが必要であることから、市民が参加することができるよう規定しています。

委員の公募に関する具体的な手続その他必要な事項を定めた「芦別市審議会等の委員公募に関する要綱」により取り扱うこととなります。

2 芦別市審議会等の委員公募に関する要綱の考え方

(目的)

第1条 この要綱は、広く市民にまちづくりへの参加の機会を保障するとともに、市民、議会及び市が協働でまちづくりを進めることを目的として、市が設置する審議会等の委員の公募に関し必要な事項を定めるものとする。

考え方

この要綱は、芦別市まちづくり基本条例第12条の規定に基づいて、市がまちづくりを進めるうえで組織する委員会、審議会などの公募に関し、必要な事項を定めるという趣旨を規定するものです。

したがって、この要綱の考え方や運用は、まちづくり基本条例の理念に適合したものでなければなりません。

(用語の意味)

第2条 この要綱において、「審議会等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置するもの
- (2) 法律、条例等の規定に基づかず、専門知識の導入、利害の調整、まちづくりに対する市民意見の反映等を目的として、要綱等により設置するもの

考え方

ここでは、「審議会等」の用語の意味を規定しています。

(参考) 地方自治法第138条の4

- 3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

(公募による委員の選任)

第3条 執行機関は、審議会等を新たに設置し、又は審議会等の委員を改選するに当たっては、委員の一部を市民から公募により選任するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する審議会等については、この限りでない。

- (1) 法令等により委員の資格が定められている審議会等
- (2) 個人の秘密に属する事項を含む個人情報を取り扱う審議会等
- (3) 委員に対し特に専門的な技能等が要求される審議会等

2 前項各号のいずれかに該当するものとして委員を公募しない審議会等は、次の表に掲げるとおりとする。

委員を公募しない審議会等の名称	公募をしない主な理由
芦別市防災会議	法令等により委員の資格が定められているため
芦別市国民保護協議会	
芦別市民生委員推薦会	
芦別市消防賞じゆつ金等審査委員会	個人の秘密に属する事項を含む個人情報を取り扱うため
芦別市介護認定審査会	委員に対し特に専門的な技能等が要求されているため
芦別市障害者自立支援審査会	
芦別市老人ホーム入所判定委員会	
芦別市農業振興会議	

考え方

ここでは、執行機関が審議会等の委員を選任するときは、委員の一部を市民から公募することを規定しています。

ただし書は、同項本文の規定にかかわらず公募による選任が適切でないと考えられる審議会等の要件を各号として規定しています。

なお、例外とする審議会等は、第2項の表のとおりです。

(公募委員の割合)

第4条 公募により選任する委員(以下「公募委員」という。)の割合は、審議会等の委員定数に対して、原則として1割以上を基準とし、その割合を増加するよう努めるものとする。

2 公募委員の割合は、男女の数が同数となるよう努めるものとする。

考え方

すでに設置している審議会等においては、次の任命あるいは委嘱替時に、現に構成している審議会等の委員定数に対して、1割以上を原則として公募することとします。

新たに設置する審議会等においては、市民又は市民代表の委員数をできる限り確保することとし、その人数に対して、公募割合を1割以上確保することを基準とします。

公募の割合については、広く市民の意見を反映させる趣旨から、極力増加するよう努めることとします。

(申込者の資格)

- 第5条 公募委員に申し込むことができる者の資格は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 審議会等の委員として委嘱しようとする日現在において、市内に居住している者又は市内で働く者若しくは学ぶ者
 - (2) 応募日現在において、本市の審議会等の委員を3以上兼ねていない者
 - (3) 応募日現在において、市の職員でない者
 - (4) その他市長が必要と認める事項

考え方

申込者の資格として、「本市に居住している者又は働く者若しくは学ぶ者」と規定していますが、どこまでを対象年齢としているなど具体的な表現をしていません。これは、青少年と子どものまちづくりへの参加など今後想定される取組みに対応できるよう、具体的な表現を避けています。したがって、第6条の公募方法に掲げる周知の際に、各審議会等において具体的な申込者の資格を明記することで対応することとなります。

広く市民に参加の機会を提供するため、審議会等委員を数多く重複している者の就任を避けるということで、応募日現在で本市における他の審議会等委員を3つ以上兼ねている場合は対象から外すこととします。

(公募方法)

- 第6条 委員の公募に当たっては、次の各号に掲げる事項について広報紙、市の公式ホームページへの掲載等を活用し、周知を行うものとする。
- (1) 審議会等の名称、設置目的及び所掌事務
 - (2) 申込者の資格
 - (3) 公募委員の人数
 - (4) 選任の時期及び任期
 - (5) 申込方法及び申込期限
 - (6) 選考方法
 - (7) 問い合わせ先
 - (8) 報酬の額とその有無
 - (9) その他必要と認められる事項

考え方

事前公表の周知の手段としては、「広報紙への掲載及び公式ホームページへの掲載」を利用することのほか、市の掲示板、その他広報媒体や所管課の窓口での掲示、関係団体への説明等の方法が考えられます。

なお、募集期間については、3週間程度を原則とします。

(申込書)

第7条 公募委員の申込みに当たっては、芦別市審議会等の委員応募申込書（別記様式。以下「申込書」という。）に、次に掲げる事項を記載して提出するものとする。

- (1) 申し込む審議会等の名称
- (2) 住所、氏名、電話番号、性別及び生年月日
- (3) 現在の職業
- (4) 市民となった日
- (5) 職歴（主なもの）
- (6) 活動経験（ボランティア活動、各種団体等での活動内容）
- (7) 申し込んだ理由（簡潔に記載したもの）
- (8) その他必要と認められる事項

2 前項の規定により提出された申込書は、返還しないものとする。

考え方

申込書等の提出方法は、持参、郵送及び電子メールなど書類の提出により行うことを規定しています。

(選考の方法)

第8条 委員の選考は、申込書による書類選考、面接等により行うものとする。

- 2 前項に規定する委員の選考にあたっては、選考過程の透明性及び公正性を確保するため、選考委員会を設置して行うものとする。
- 3 前項に規定する選考委員会の設置基準及び選考に当たっての審査基準は、審議会等の所管課が定めるものとする。
- 4 選考の結果については、選考後速やかに、当該申込者に通知するものとする。

考え方

委員の選考として、書類選考、面接、抽選等がありますが、その選考基準については、審議会等を公募する所管課が定めます。

選考に当たっては、選考過程の透明性と公正性を確保するために選考委員会を設置します。選考委員は原則として、公募に係る審議会等を所管する部等の属する部課長を選考委員長とし、部内の課長等を委員とします。

なお、選考の結果については、文書により通知します。

(特例)

第9条 公募を行った場合において、次の各号に掲げるときは、原則として再公募を行わなければならない。ただし、再公募し、応募がなかったとき若しくは適任者がいなかったとき又は日程等に余裕がないときは、公募によらない委員をもって審議会等を構成することができる。

(1) 申込期限までに申込者が公募しようとする人数に満たなかったとき。

(2) 前条の規定による選考の結果、適任者が公募しようとする人数に満たなかったとき。

2 前項ただし書の規定により、公募によらない委員をもって審議会等を構成したときは、審議会等の委員の定数が上限に達していないときに限り、その後も引き続き委員を公募するよう努めるものとする。

考え方

公募によらないで委員を選任することができる日程的な期限については、広報紙等による十分な広報が不可能な時期等を考慮して、各選考委員会で判断することとします。

再公募の結果、応募がなかったとき、適任者がいなかったとき及び日程等に余裕がない場合にあっても、審議会等を構成し運営することができます。

また、その間にも引き続き委員を公募することができることを規定しています。

附 則

この要綱は、平成21年2月27日から施行する。

3 委員公募の流れ

